

トピック1：「官庁営繕のBIM関連基準等のご確認のお願い」について

概要：1月27日付で国土交通省官庁営繕部より、関係者宛に「官庁営繕のBIM関連基準等のご確認のお願い」が交付されました。2月24日（本日）実施の第2回検討会開催に際しての事前の意見聴取ということで、2月8日（水）が期限となっていました。

【今回開示された資料】

- ① 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン（改定案）
- ② 官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領（案）
- ③ 官庁営繕事業における次年度のBIM活用の方向性（案）
- ④ 設計業務／工事にかかるEIR（※）（改定案）
- ⑤ 官庁営繕事業におけるBIM連携積算の試行要領（案）【後日送付】

※ EIR=Employer Information Requirementsの略。日本語では発注者情報要件。

【注目ポイント】

第2回検討会では、官庁営繕事業におけるBIM導入に関する更なる議論が行われる予定。

- ・次年度は官庁営繕事業のうち新築の全ての設計業務及び工事を対象に、EIRの適用を本格運用する。「試行」は本年度で終了。
- ・新築3,000㎡以上の設計業務に指定項目（取組必須）を設定。新築3,000㎡未満の設計業務及び全ての工事は、指定項目を設定せず、推奨項目（取組任意）のみを設定。
- ・指定項目は、「基本設計の外観内観確認」・「実施設計図書作成」の2点。
「干渉チェック」や「BIMデータ説明資料（施工段階への引継資料）」は、「実施設計図書作成」に集約。
- ・⑤として、BIM連携積算の試行（次年度）も予定されている。

トピック2：『「住宅省エネルギー性能証明書」に関する通知の改正』について

概要：国土交通省住宅局より、～「住宅省エネルギー性能証明書」発行等に関する国交省住宅局の通知が一部改正について～のお知らせがありました。

【通知の改正内容】

国土交通省告示の改正により、省エネ証明書の様式に新たに「家屋調査日」と「証明年月日」の記載欄をそれぞれ設ける改正等が行われることとなりました。

これを踏まえて「家屋調査日」に記載することとされた家屋の調査が終了した日を明らかにすべく、住宅省エネルギー性能証明書の証明にあたっての判断基準・証明手続等の留意事項を定める通知を添付の通り改正することとしました。

令和5年4月1日以降に発行する住宅省エネルギー性能証明書については、新しい様式で発行いただきたい旨、また、令和5年4月1日以降に旧様式で発行した様式については、新様式での再発行をご検討いただきたい。

備考：新しい様式など、詳細については国土交通省HPで確認して下さい。

トピック3：「業務報酬基準の見直しに係る意見照会に対する回答他」について

概要：国土交通省住宅局建築指導課より、1月31日付で「業務報酬基準の見直しに係る意見照会に対する回答他」が交付されました。これは、設計三会（日本建築士会連合会・日本建築士事務所協会連合会・日本建築家協会）からの意見照会に対する回答となっています。

[意見照会への回答 戸建住宅以外]

■意見照会事項：

①標準業務量の増減関係・②面積範囲上限が狭まる部分の標準業務量の補完関係

- ▶ 中小規模建築物では告示第98号よりも標準業務量が増える傾向にあり実態を反映していると考えられるが、大規模建築物はサンプル数が限られていたため、告示第98号よりも標準業務量が減る傾向にあり実態を反映しているとは言い難く、何らかの補完が必要と考える。
- ▶ この補完に関し、二つの考え方が提出されたので、それらを以下に示す。どのような考え方を採用するかは貴職との意見交換によるものとする。
- ① 「1. あるべき業務報酬基準の改定について」を前提とし、改定は十分なサンプル数が得られたと考えられる範囲に限って行う。実態調査により得られたデータのみとそれを統計処理した結果を用いて、2万㎡以下の範囲に限って数値の見直しを行い、特に2万㎡以上（面積範囲の上限が狭まる部分を含む）の範囲については、今回の告示では数値を定めず、告示第98号の略算表の数値を使用することとする。
- ② 今回調査により得られたデータと前回調査により得られた過去5年分の2万㎡以上のデータをさらに加えて統計処理することを基本に見直しを行う。

[意見照会への回答 戸建住宅]

■設計三会からの提案：

13類と14類を統合した新類型（詳細設計あり）、15類（詳細設計なし）の二つに整理して建築主等に分かり易い業務報酬基準とする。

■意見照会事項：

①13類・14類の業務量結果について

- ▶ 設計（総合）において14類の場合は、「構造計算」が無いことから、構造一般の業務の一部が総合に含まれるため、13類の総合の業務量より多くなっているものと考えられる。
- ▶ 工事監理は、13類が14類を大きく下回るが、実務では木造を基本として、「構造計算」が必要となるS造、RC造は業務量を割り増した設計料とすることが通例であるため、理解しがたい結果である。
- ▶ 戸建て住宅で木造と非木造では成果図書が異なり、それが事例回答において別表13,14の選択に影響を与えるなど、構造計算の有無以外の要因が影響している可能性がある。

②15類の実態について

- ▶ 建売住宅販売会社・工務店等からの受託業務が考えられる。建築確認に必要な設計図書のみ作成することが通例であり、発注者の仕様書によって施工が行われているのが実態。
- ▶ 15類に該当する業務の大半は厳しい条件下での受託業務が対象となっているという実態があるが、適正な業務量の拠り所として、告示における位置づけが重要と考える。

(以上)